

# 合理的配慮と根拠資料

信州大学  
高橋知音

## 【検討すべき事項】

(1) 障害学生支援の基本的な考えに関すること

- ・大学等として合理的配慮をどのようにとらえるべきか
- ・障害の根拠資料に関する考え方に関すること

高等教育関係者の中でも、合理的配慮や申請に必要な根拠資料に関する誤解は少なくない

- ・関連概念についての確認
- ・根拠資料に関する課題と障害学生支援

# 関連概念の整理

- 合理的配慮の対象
- 機能障害の定義
- 合理的配慮の申請に必要な情報
- 根拠資料が示す二つの情報
- 第二次まとめに示された根拠資料の例

# 合理的配慮の対象は「障害者」である

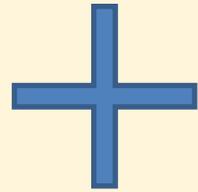
- 発達障害、精神障害等で、対象学生が「障害のある学生」かどうかははっきりしない場合がある

- 検討会における論点整理

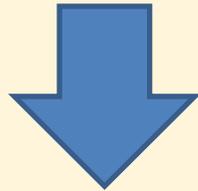
## Ⅱ. 検討の対象範囲

- 「**障害のある学生**」の範囲：障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

障害(機能障害)



社会的障壁



<障害者基本法>

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)  
その他の心身の機能の障害  
(以下「障害」と総称する。)

継続的に日常生活又は社会生活に  
相当な制限を受ける状態

# 「機能障害」の定義（WHO）

- 機能障害は「身体の構造や生理機能（精神機能を含む）における喪失や異常」
- 「異常」は「確立された統計学的な正常範囲からの有意差を指すもの（すなわち測定された標準平常範囲内での集団の平均からの偏差）という意味に限定して使われており、この意味でのみ使われるべきである」

世界保健機関(WHO) (2001). ICF国際生活機能分類 — 国際障害分類改訂版 — 中央法規

厳密に言うと、明確な基準が示された医学的検査や、標準化された心理検査の結果がなければ、機能障害を示せない

# 合理的配慮の申請に必要な情報

1. 本人が困っていること、求めていること
2. ①合理的配慮の対象であることを示す情報、②合理的配慮の内容（妥当性）を判断するための情報

根拠資料

# 根拠資料が示す二つの情報

## ①合理的配慮の対象であることを示す情報

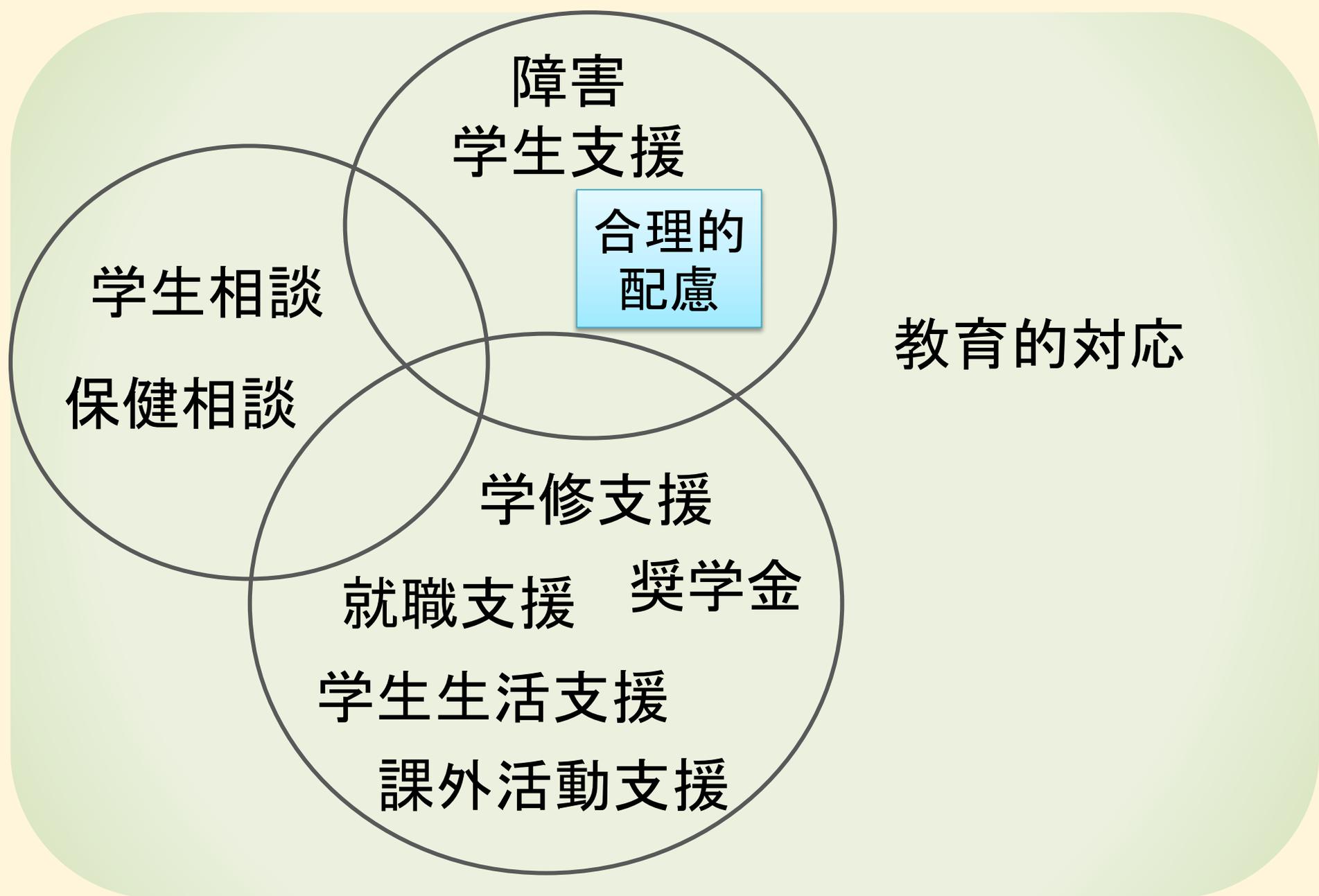
対象学生が「障害のある学生」でない場合、学生相談、学修支援、キャリア支援等、障害学生支援以外の学生支援を利用

## ②合理的配慮の内容（妥当性）を判断するための情報

学生が求める合理的配慮が妥当であるとは言えない場合、建設的対話を通して、他の合理的配慮、他の学生支援を検討する

「根拠資料がない = 支援ができない」ではない  
「障害のある学生への支援 = 合理的配慮」ではない





大学における学生支援(高橋, 2016を一部改変)

# 教育的対応と合理的配慮

	教育的対応	合理的配慮
対象	すべての学生	「障害者」である学生
意思表示	原則として必要	必須
実施の可否	教員の裁量・ 大学の方針	要件を満たせば義務
手続き	教員の判断	ルールに則って手続き 必要

(高橋・三谷, 2022)

## 第二次まとめに示された根拠資料

- 障害者手帳の種別・等級・区分認定
- 適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- 標準化された心理検査等の結果
- 学内外の専門家の所見
- 高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料
  - 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

# 根拠資料に関する課題と 障害学生支援

- 根拠資料の活用に関する課題
- 根拠資料の入手に関する課題
- 効果的な支援のために必要なこと
- 学生の成長のために必要なこと

# 根拠資料の活用に関する課題

- 合理的配慮の対象であることを示すために診断書は必須か？
  - 診断書があっても、機能障害と社会的障壁が制限を生じさせていると示せない場合は？
    - 例：診断はASDで、「読むのに時間がかかる」
  - 診断書がなくても機能障害があるとする場合は？
    - 例：診断はないが、標準化された検査で読むのが遅いことが示された場合
    - 例：日本語の読みに問題はないが、英語の読みに困難がある場合
    - →バイリンガル・ディスレクシアの症例報告 (Wydell & Butterworth, 1999)

重要なのは「診断」の有無ではなく「機能障害」の有無

# 根拠資料の活用に関する課題

- 根拠資料の妥当性
  - 自己報告への依存に対する批判
    - 自己報告にみられるバイアス
  - 標準化された検査の限界
    - 症状妥当性、成績妥当性（高橋・高橋, 2015）
    - 海外では成績妥当性を示す検査を含むことが推奨
    - 複数の情報源にあたることを推奨
  - 合理的配慮が妥当であることを示す根拠とは？
    - 実証的研究の不十分さ（高橋, 2022）

# 根拠資料の入手に関する課題

- 根拠資料を準備することの難しさ
  - 医療機関受診のハードルの高さ
  - 医療機関で必ずしも詳細な検査報告書が提供されない
  - 根拠資料の準備が社会的障壁とならないような体制整備が必要

# 根拠資料の入手に関する課題

- 学内外で検査等が受けられる体制整備
  - 学内の有資格者との連携
    - 学生相談カウンセラーは90%以上の大学が配置（独立行政法人日本学生支援機構, 2022）
    - 障害学生支援室スタッフによる検査の実施
  - 学外の有資格者との連携
    - 地域の有資格者
    - 地域の拠点大学に人材を配置することも有効（米国ジョージア州の例）



# 根拠資料の入手に関する課題

- ジョージア州立大学機構LDセンター
- <https://www.rcld.uga.edu/>

# 根拠資料の入手に関する課題

- 学生に不利益とならないための暫定的対応
  - 入手可能な情報をもとに、可能な対応を考える
  - 暫定的な合理的配慮の提供
  - 合理的配慮以外の学生支援
  - 教育的対応
- より適切な対応のための精査
  - より詳しい情報に基づいた支援の見直し

# 効果的な支援のために必要なこと

- 学生の語りのみに依存すること、学生の希望通りにすることが学生のためにならないケース
  - 自分の状態を語れない
  - → 支援者の主観に依存することのリスク
  - 自分に何が必要かわからない
  - → 支援のオプションを伝えることの重要性

# 効果的な支援のために必要なこと

## 検査結果と学生の意向を合わせた テスト・アコモデーションの選択

ステップA	標準化された書字の検査（読みやすさ，速さ）を，2種類のアコモデーション条件（時間延長，キーボード使用）で実施。検査結果が平均の範囲内かどうかを評価。
ステップB	どちらかのアコモデーションのみで平均範囲内に改善するならその方法を選択。2種類の方法による改善の度合いが同程度ならステップCへ。
ステップC	2種類のアコモデーションのどちらかが相対的に改善効果が高いかを確認。さらに，それぞれのアコモデーションについて，痛みを生じさせるかどうか確認。
ステップD	これまでのステップをふまえ，最適な配慮内容を決定。

注) Rosenberg-Adler & Weintraub (2020) をもとに高橋(2022)が作成

# 効果的な支援のために必要なこと

- 学生の語りのみに依存すること、学生の希望通りにすることが学生のためにならないケース
  - 自分の状態を語れない
    - → 支援者の主観に依存することのリスク
  - 自分に何が必要かわからない
    - → 支援のオプションを伝えることの重要性
  - 学び続けることが難しいケース
    - → 治療に専念すべき状況もある(諏訪他, 2019)

# 効果的な支援のために必要なこと

- 精神障害学生の合理的配慮の検討において確認すべき要件  
(諏訪他, 2019)
  - 精神障害あるいは治療が継続して必要な精神疾患があると専門の医師が認めていること。
  - 修学上の機能不全があり、それが上記障がいにより起因していること。
  - 精神的、肉体的に安全に学生生活を送ることができること。
  - 大学生活や修学の維持に必要な機能は保たれている、あるいは配慮があれば保てること。
  - 必要な治療を受けており、大学生活の続行が治療の妨げにならないこと

# 学生の成長のために必要なこと

- 根拠資料は自己理解のための資料にもなる
- 自己理解はセルフ・アドボカシーの前提条件
- 自己理解は就労、進路選択に向けての準備
  
- 検査等を通して客観的なデータとともに自己理解を深める  
機会の提供は学生の成長につながる
  - 京都大、筑波大における取り組み

- 京都大学
  - 学生総合支援機構障害学生支援部門
  - アセスメントを活用した自己理解プログラム
- 
- 筑波大学
  - ヒューマンエンパワーメント推進局 (BHE) アクセシビリティ
  - アセスメント



## 【引用文献】

- 独立行政法人日本学生支援機構 (2022). 「大学等における学生支援の取組状況に関する調査 (令和3年度 (2021年度))」結果報告
- Rosenberg-Adler, T., & Weintraub, N. (2020). Reliability and preliminary outcomes of a protocol for selection of test accommodations for higher education students with dysgraphia: A pilot study. *The American Journal of Occupational Therapy*, 74(4), 7404205080p1 - 7404205080p11.
- 諏訪絵里子他 (2019). 精神障害学生に対する合理的配慮の検討に関する取り組み *CAMPUS HEALTH*, 56(1), 393-395.
- 高橋知音 (2016). 発達障害のある大学生への支援 金子書房.

## 【引用文献】

- 高橋知音 (2022). 発達障害のある大学生へのエビデンスに基づいたテスト・アコモデーション. 教育心理学年報, 61, 172-188.
- 高橋知音・三谷絵音 (2022). 読み書き困難の支援につなげる大学生の読字・書字アセスメント: 読字・書字課題 RaWF と読み書き支援ニーズ尺度 RaWSN 金子書房
- 高橋知音・高橋美保 (2015). 発達障害のある大学生への「合理的配慮」とは何か—エビデンスに基づいた配慮を実現するために— 教育心理学年報, 54, 227-235.
- Wydell, T. N., & Butterworth, B. (1999). A case study of an English-Japanese bilingual with monolingual dyslexia. *Cognition*, 70(3), 273-305.